

政務活動費ガイドラインの改正について（案）

1 改正理由

政務活動費による旅費の支出基準について、議員旅費条例の支出基準に準じる必要がある。議員旅費条例の改正に伴い、政務活動費ガイドラインを改正する。

2 改正内容

（1）宿泊費

宿泊費を定額支給から都道府県ごとの上限付き実費支給に改める。

上限額は国家公務員等の旅費支給規程の基準額別表第二の一表の都道府県の区分に応じた内閣総理大臣等の欄に掲げる額。（公務出張と同様）

請求に領収書の添付が必要となり、「宿泊証明書」が不要となる。

（2）宿泊手当（新設）

国内では定額 2, 4 0 0 円

宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用として、国家公務員等の旅費支給規程の別表第三の一の表に掲げる額

ただし、宿泊費に夕朝食代が含まれている場合や食事の提供があった場合は減額調整を行う。

※夕朝食どちらか一方の提供→支給額は 1, 6 0 0 円

※夕朝食両方の提供→支給は 8 0 0 円

※宿泊手当が新設されたことに伴い、「食卓料」は廃止。

（3）政務雑費等

政務雑費（有料道路代、駐車場代、タクシー代）は、旅費に含まれることとなったため、ガイドラインから政務雑費を削除。

レンタカー代は従来、視察等に要する旅費に含まれるものとして運用していたが、議員旅費条例の改正に伴い、旅費として明記されたことからガイドラインに記載。

（4）海外における活動費用の基準

令和 7 年 3 月 31 日付け総務部長通知「外国旅行の旅費の取扱いについて」は、令和 7 年度から海外政務活動の参考として取り扱うよう通知済みのものをガイドラインに反映。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

政務活動費ガイドライン修正箇所一覧

頁	内容	項目
P7	「旅費（政務雑費を除く）」を「鉄道賃、船賃、航空費、バス賃」に改める。	(3)
	「宿泊を伴う場合は宿泊証明書等」を削除。	(1)
P10	「旅費（政務雑費を除く）」を「鉄道賃、船賃、航空費、バス賃」に改める。	(3)
P11	「②宿泊を伴う場合の証明書類」の記述を削除。	(1)
P12	参考様式1「宿泊証明書」を削除。	(1)
P20	「公共交通機関運賃・・・実費」を「鉄道賃、船賃、航空費・・・実費とします。」に改める。	(3)
	「宿泊料」を「宿泊費」に修正。 「宿泊費」が上限付き実費支給となる説明を記載。	(1)
	「宿泊手当」の説明を記載。	(2)
	「③ 政務雑費」を「④ タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代」に改める。	(3)
	「③ 政務雑費」の注意書きを改める。	(3)
	「公共交通機関運賃」を「鉄道賃、船賃、航空賃」に改める。	(3)
	「宿泊料」を「宿泊費」に、「甲地方15,500円/泊、乙地方14,200円/泊」を「上限付き実費支給」に改める。	(1)
	「宿泊手当」の説明を記載。	(2)
	「③ 公務雑費」を「④ その他の交通費（バス運賃、タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代）」に改める。	(3)
	「※ 公務雑費は、有料道路代、駐車場代及びタクシー代です。」を「※ タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代は、公務のため特に必要とするものに限る。」に改める。	(3)
	「【参考：職員等の旅費に関する条例の基準】」を削除。	(3)
「定額又は実費で支給するか、」を削除。	(1)	
P22	総務部長通知「外国旅行の旅費の取扱いについて」の令和7年3月31日付け改正を反映。 「日当及び宿泊料」を「宿泊費、宿泊手当等」に改める。	(1) (4)
	「甲地方15,500円/泊、乙地方14,200円/泊」を「上限付き実費」に改める。	(1)
P26	③「タクシー代、駐車場代は、政務雑費欄に記載」を「タクシー代、駐車場代、レンタカー代は、運賃等欄に記載」に改める。	(3)

	④「宿泊費等の加算・減算が必要な場合は、領収書等を添付する。」を、「宿泊費等の加算が必要な場合は、加算額欄に記載する」に改める。	(1)
	⑤「政務雑費の有料道路代は」を「有料道路代は」に改める。	(3)
P27	「(ア) 宿泊証明書の写し」を「(ア) 宿泊施設の領収書の写し」に改める。	(1)
P28 ～	記載例の様式中、「政務雑費」を削除し、「宿泊手当」を記載。	(2)
		(3)
	記載例の様式中、「加減額」を「加算額」に改める。	(1)
	記載例の様式中、「円×泊」の記載を削除。	(1)
	記載例の様式中、吹き出しコメントを修正	(1)
		(2)
		(3)